

令和9年3月2日から 狂犬病予防注射の制度が変わります

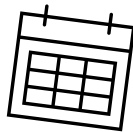
令和9年3月2日から、「狂犬病予防法施行規則」が改正されます。
これに伴い、狂犬病予防注射に関する2つのルールが変わります。

変更① 接種期間

【これまで】
4月1日～6月30日



【これから】
年間を通して
接種できます



法律上の接種期間の定めがなくなります。

変更② 注射済票の年度

【これまで】
3月2日～3月31日の接種
→翌年度分



【これから】
注射を受けた年度が属する
年度の注射済票

例えば

令和9年3月に接種



令和8年度の
注射済票

令和9年4月1日以降
に接種



令和9年度の
注射済票



毎年1回、狂犬病予防注射を
受けさせる義務は変わりません



詳しくはこちら

関連する制度や手続きについて、詳しくは日野市ホームページをご覧ください。

犬の登録と狂犬病予防注射

犬の登録や狂犬病予防注射の
手続きはこちら

詳しく見る▶



狂犬病予防注射施行規則の 改正について

令和9年3月2日からの
制度変更についてはこちら

詳しく見る▶



日野市営ドッグラン

日野市営ドッグランの
利用案内はこちら

詳しく見る▶

